

幼稚園・認定こども園（１号認定）申込時に

鉾田市内に住民登録がない方へ



幼稚園・認定こども園（１号認定）を利用する際は、お住まいの市区町村から、保育の必要性に応じた「支給認定証」の交付を受ける必要があります。

つきましては、申込の時点で鉾田市内に住民登録がない方につきましては、以下のとおり手続きをお願いいたします。

不明な点は、下記までお問合せ下さい。

申込時に市外に住民登録しているが、入園までに鉾田市内に転入する方

入園日までに鉾田市内へ転入する場合に限り、鉾田市において教育・保育給付認定の申請書を受付します。

つきましては、申込書類とあわせて別紙「確約書」の提出をお願いします。
支給認定証等の関係書類につきましては、転入手続き後に交付いたしますので、入園日までに市役所市民課又は各市民センターにて転入の手続きをお願いいたします。 転入日が入園日以降になってしまう場合は、住所地での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

市外にお住まいのまま、鉾田市内の幼稚園・認定こども園（１号認定）に入園を希望する方

お住まいの市町村において、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。お住まいの市区町村幼稚園担当課へご相談の上、手続きをお願いします。

教育・保育給付認定申請書以外の書類は、ご希望の幼稚園窓口にご提出ください。

【問合せ先】

鉾田市教育委員会

教育総務課学務係

TEL 0291-37-4340（直通）